

令和 8 年度 柏市会計年度任用職員募集案内 (事務補助員)

1 採用職種，採用予定人数，職務内容及び勤務地

採用職種	事務補助員
採用予定人数	1 人
職務内容	(1) 消費生活全般にわたる相談受付・補助 (2) PIO-NET 端末の入力補助 (3) 消費生活センター全般にわたる事務補助
勤務地	柏市消費生活センター (柏市柏下 7 3 中央体育館管理棟 1 階)

2 任期

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで
ただし，令和 8 年 4 月 1 日以前に採用が可能な場合は，合格者の承諾のもと前倒して採用を行う

※ 1 任用（採用）開始日から 1 月（1 月の勤務日が 1 5 日に満たない場合，1 5 日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。

※ 2 地方公務員法第 2 2 条の 2 の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：1, 2 9 0 円（※令和 8 年 4 月から 1, 3 0 0 円）

※ 要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 昇給

翌年度に再度任用された場合，事実上の昇給あり（今年度の任用期間が短い場合を除く。）

(3) 期末手当

任期が 1 会計年度内に 6 か月以上ある会計年度任用職員に，6 月と 1 2 月の年 2 回，各 1. 2 6 2 5 月分（令和 8 年 4 月に新規採用された場合の 6 月分は，0. 3 7 8 7 5 月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

(4) 勤勉手当

任期が 1 会計年度内に 6 か月以上あり，週勤務時間が 1 5 時間 3 0 分以上ある会計年度任用職員に，6 月と 1 2 月の年 2 回，各 1. 0 6 2 5 月分（令和 8 年 4 月に新規採用された場合の 6 月分は，0. 3 1 8 7 5 月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する勤勉手当を支給

(5) 勤務時間

ア 勤務時間 午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 4 5 分までの間の 1 日あたり 6 時間程度

（休憩時間：6 0 分，時間外勤務：有）

イ 勤務日 1 週間当たり 4 日程度（※ 要相談）

ウ 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

(6) 休暇

年次有給休暇（採用日から 6 月間に 8 割以上出勤した場合，7 日（週 5 日勤務の

場合、10日）及び特別休暇（夏季休暇、忌引等）を付与する。

(7) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）適用

(8) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用：有

イ 雇用保険の適用：有

ウ 非常勤職員公務災害補償制度の適用：有

4 受験（応募）資格

次の(1)から(4)までの全ての要件を満たす方

(1) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格する意欲を有すること。

(2) 消費生活相談員資格試験に合格した場合は、当該年度中に本市の消費生活相談員（会計年度任用職員）になるための受験（応募）をすること。

(3) パソコン操作（ワード、エクセル、インターネット等）ができる方

(4) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試 験 日	調整の上、別途連絡いたします。		詳細は、受験申込者に別途連絡する。
試 験 場 所	柏市消費生活センター		
試験種目・ 試験内容	(一次) 書類審査	選考受験申込書に基づき、採用する職に係る知識経験等の有無について審査する。	
	(二次) 個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面及び提出書類から審査する。	

6 申込（応募）方法

(1) 提出書類

柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書

(2) 申し込み締め切り

随時（採用者が決まるまで）

（郵送可・期限内必着）

(3) 申込先

柏市消費生活センター

（〒277-0004 柏市柏下73 中央体育館管理棟1階）

7 合格の決定及び採用

(1) 合格の通知

選考試験（二次個人面接）の実施日以降1月以内に決定し、選考受験者に通知する。

(2) 採用時期

合格者と協議、調整の上、採用日を決定する。

(3) 採用（合格）の取消し

受験申込書の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、

採用（合格）を取り消すものとする。

(4) 柏市議会の議決の特例

会計年度任用職員の採用は、柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとする。

8 その他

受験申込書は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

応募者の個人情報については、この選考以外の目的には利用しません。

応募に要する通信費及び面接等の際の交通費等の経費は、全て応募者の負担となります。

9 問い合わせ先及び所在地

柏市消費生活センター

〒277-0004 柏市柏下73 中央体育館管理棟1階

電話 04-7163-5853

